



平成 21 年 5 月 22 日
岡山市人事委員会

職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び意見の概要

平成 21 年 6 月に支給する職員の特別給（期末手当・勤勉手当）について

人事院勧告に準じた特例措置を講ずることが適当
支給月数の 0.20 月分を凍結（2.15 月 1.95 月）

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、過去 1 年間に於いて民間事業所で支払われた特別給の支給実績を精確に把握し、その結果に基づいて民間の年間支給割合と職員の特別給の年間支給月数を合わせるよう、必要に応じて特別給改定の勧告を行うことが基本

2 夏季一時金に関する特別調査の実施

(1) 調査概要

昨今の景気の急速な悪化に伴い、本年の民間企業における夏季一時金が大幅なマイナスになることがうかがえたことから、市内民間企業における夏季一時金の決定状況を把握するため、臨時的に特別調査を実施

調査期間：4 月 22 日～5 月 13 日

標本事業所：120 事業所

(2) 調査結果

集計事業所：105 事業所（調査完了率：87.5%）

夏季一時金の決定状況 決定（妥結）済：15 事業所 回答済：3 事業所 未定：87 事業所

決定（妥結）済事業所の対前年比較状況

増加：1 事業所 増減なし：4 事業所 減少：10 事業所

従業員割合による対前年増減率：14.6%

3 人事院の報告及び勧告

夏季一時金特別調査の結果、約 8 割の従業員の夏季一時金が未定、調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は 13.2%であり、民間の夏季一時金は大きく減少することがわかれた民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映させることが望ましいこと、また、12 月期の特別給で 1 年分を精算しようとする大きな減額となることから、何らかの調整的措置を講ずることが適当

暫定的な措置として、本年 6 月に支給する期末手当・勤勉手当のうち、0.20 月分を凍結することが適当

〔平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数〕（抜粋）

職員	現行	凍結分	凍結後
一般職員	2.15	0.20	1.95（期末：1.25（0.15） 勤勉：0.7（0.05））
再任用職員	1.10	0.10	1.00（期末：0.7（0.05） 勤勉：0.3（0.05））

4 平成 21 年 6 月に支給する期末手当・勤勉手当に関する本委員会の意見

本委員会の調査では約 8 割の市内民間事業所の夏季一時金が未定であるが、人事院による調査と同様、前年に比べて減少の傾向がうかがえた

地方公務員法の趣旨を踏まえた上、近時の経済情勢の急速な悪化や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、人事院勧告の内容に準じた特例措置を講ずることが適当

凍結分に相当する支給割合の期末手当・勤勉手当の取扱いについては、5 月から実施している職種別民間給与実態調査において、特別給の支給実績を精確に調査した上で必要な措置を勧告